

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

近年、集中豪雨による浸水被害が多発しており、特に地下街等は、

- ・ 浸水スピードが速く閉鎖的であり、人命に対するリスクが大きい
 - ・ 浸水が発生した場合、都市・経済活動が機能不全に陥る
- ため、避難確保や浸水防止を図ることが重要です。



(写真)
平成15年
博多駅

特例措置の対象

浸水想定区域内にあり市町村の地域防災計画に位置づけられた地下街等※の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)

防水板



防水扉



排水ポンプ



換気口浸水防止機



特例措置の内容

最初の5年間価格に2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする

※ 対象となる「地下街等」

不特定多数の者が利用する

- ・ 地下街
- ・ 地下駅
- ・ 地下駐車場
- ・ これらと接続しているビルの地下フロア 等

